

改正

昭和47年3月31日条例第22号
昭和52年3月31日条例第21号
昭和61年12月26日条例第42号
平成2年3月23日条例第12号
平成21年3月23日条例第13号
平成23年3月28日条例第4号
平成28年3月16日条例第10号

市川市奨学資金条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）の課程の修得を希望する者に対し奨学資金制度を設け、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(奨学資金の支給)

第2条 本市は、次の各号に該当する者（以下「奨学生」という。）に対し市川市奨学資金（以下「奨学資金」という。）を支給する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 高等学校等に入学した者
- (3) 学力優良、身体健康、品行方正及び志操堅実で成業の見込みのある者
- (4) 経済的理由により修学困難な者
- (5) 他から奨学資金の支給又は貸付を受けていない者
- (6) 出身又は在学の中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は高等学校等の校長（第6条において「出身又は在学の学校長」という。）が推薦した者
- (7) 奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定した者

一部改正〔平成28年条例10号〕

(奨学生の人数)

第3条 奨学生の人数は、毎年度予算の範囲内で定める。

(奨学資金の額)

第4条 奨学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 国立又は公立の高等学校等に在学する場合 月額9,000円
- (2) 私立の高等学校等に在学する場合 月額15,000円

全部改正〔平成21年条例13号〕、一部改正〔平成28年条例10号〕

(支給期間)

第5条 奨学資金を支給する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限とする。

2 奨学資金は、毎月当該月分を支給する。ただし、特別の理由があるときは数カ月分を合わせて支給することができる。

(申請手続)

第6条 奨学生となるためには、別に教育委員会が定める書類を添え出身又は在学の学校長を経て教育委員会に申請しなければならない。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(奨学資金の休止及び停止)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の支給を休止し、又は停止する。

(1) 奨学生が第2条各号の一に該当しなくなったと認められるとき

(2) その他奨学生として適当でないとして認められるとき

(奨学資金の返還)

第8条 奨学資金は、返還を要しない。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、すでに支給された奨学資金の全額を直ちに返還しなければならない。

(1) 事実を偽って申請し、その他不正の手段により奨学資金の支給を受けたとき

(2) 奨学資金をこの条例の目的以外に使用したとき

(委員会の設置)

第9条 教育委員会は、諮問機関として市川市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、奨学生の選考、休止、停止及び奨学資金の返還に関し審議し、答申する。

(委員)

第10条 委員会は、委員8名をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第13条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第22号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第21号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月26日条例第42号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月23日条例第12号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第8条の規定による改正後の市川市奨学資金条例第2条第6号及び第6条の規定は、施行日以後の申請に係る市川市奨学資金について適用し、施行日前の申請に係る市川市奨学資金については、なお従前の例による。